

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

|                         | 所管課名  | 信州の木活用課<br>県産材利用推進室 | 整理番号 | 1-2 |
|-------------------------|---|---------------------|------|-----|
| 許認可等の種類                 | 木材の生産又は流通の合理化を図るための計画の認定(構造改善計画)  |                     |      |     |
| 根拠法令条例等・条項              | 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法<br>第4条第1項、第2項  |                     |      |     |
| 許認可等の概要                 | 県内に住所を有する森林組合等が単独又は共同の申請に基づき作成する生産行程の改善、経営管理の合理化等経営改善に関する措置を内容とする合理化計画が適当である旨の認定  |                     |      |     |
| 審査基準<br>(未設定の場合はその理由)   | <p>構造改善計画</p> <p>ア 共通の基準<br/> (ア)共同申請する事業体間において、立木、素材又は木材製品について、長期かつ安定的な供給・引取に関する契約、協定等が締結されており、その実施が確実と見込まれること。<br/> ただし、関連事業者又はその組織する団体が共同申請者の場合には、関連事業者又はその組織する団体と他の共同申請者との間に、長期かつ安定的な木材製品の供給、情報提供等に関する契約、協定等が締結されており、その実施が確実と見込まれること。<br/> (イ)所要資金の額及び調達方法が木材の生産部門又は流通部門の構造改革を確実に遂行するために適切なものであること。<br/> (ウ)構造改善計画の申請者に当該構造改善計画の申請者と同一の者が申請者である構造改善計画が認定されていないこと。</p> <p>イ 構造改善合理化資金を借り受けようとする者に係る基準<br/> (ア)アの(ア)の契約、協定等に係る供給量が、資金を借り受けようとする者(関連事業者又はその組織する団体を除く。)の素材の年間生産量又は素材若しくは木材製品の年間取扱量の1割以上であること。<br/> (イ)申請者のうち資金を借り受けようとする者の事業規模が拡大することが確実と見込まれ、かつ、当該事業規模の拡大が構造改善計画の計画期間内に素材若しくは木材製品の年間取扱量がおおむね2割以上拡大すること。<br/> (ウ)素材又は木材製品の加工を行う事業体が、高次加工機械等の活用又は合併等を行うこと又は木材JAS製品、乾燥材等の生産を行う事業体が、高度加工を行うことにより、体質強化を確実に図ると見込まれること。</p> |                     |      |     |
| 基準の制定根拠                 | 長野県木材産業等高度化推進資金制度運営規程 第2条<br>(平成6年4月1日付け6林業第54号林務部長通知)<br>長野県木材産業等高度化推進資金制度実施要領 第27(2)<br>(平成6年4月1日付け6林業第54号林務部長通知)   |                     |      |     |
| 標準処理期間<br>(未設定の場合はその理由) | 1か月   |                     |      |     |
| 期間の制定根拠                 | 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について 第42<br>平成24年3月23日付け23林政経第363号農林水産事務次官通知   |                     |      |     |